

松山圏域オープンデータ推進ガイドライン

本ガイドラインは、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」及び「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」を踏まえ、松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町で形成する連携中枢都市圏（松山圏域）が共同でオープンデータの取り組みを推進する上での基本的な考え方及び方向性を示すものである。圏域内市町は本ガイドラインに沿って、オープンデータを共同で公開し、地域課題解決のための利活用促進に取り組む。

第1部 基本的な考え方

1. 本ガイドラインにおけるオープンデータの定義

松山圏域が保有する公共データを、住民、民間団体やNPO、民間企業、教育研究機関（以下「住民・企業等」という）が二次利用可能なルール・形態で公開すること、また、そのように公開されたデータを指す。

なお、松山圏域がオープンデータとしてデータを公開するにあたっては、コンテンツの正確性等は保証しないこと、コンテンツを用いて行う一切の行為に責任を負わないことを明示する。

2. オープンデータの共同公開を推進する意義

オープンデータを公開することにより、行政の透明性・信頼性・効率性の向上、住民・企業等との協働を生み、経済の活性化や市町を超えた生活関連機能サービスの向上につなげる。

（1）行政の透明性・信頼性・効率性の向上

公共データをオープンデータとして公開することで、行政の透明性、信頼性が向上するとともに、データの利用率、検索性の向上を通じて、自治体内の業務を効率化できる。

また、松山圏域、あるいは、国、圏域外の自治体、住民・企業等とデータを相互に活用することも可能となり、重複作業の排除、縦割りの打破など相乗的な利用価値が期待できる。

（2）住民・企業等との協働

公共データがオープンデータになれば、松山圏域の自治体と住民・企業等が現状を共有し、課題を具体化し、その解決策・実現策と一緒に考えることが可能となり、住民・企業等との連携を促進できる。

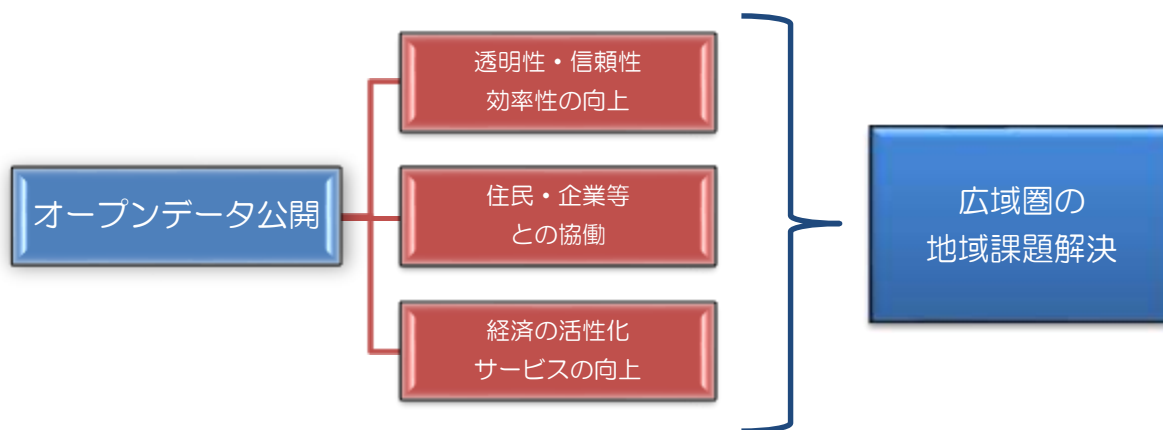
（3）経済の活性化、生活関連機能サービスの向上

オープンデータ化（※1）された公共データは、企業やNPO等が独自に持つデータと組み合わせられ、住民・企業等のニーズに沿ったデータ活用、アプリ作成などが行われることにより、

新たな住民サービスが生まれる。また、そのことにより新たなビジネスが創出され、広域圏での経済の活性化及び産業振興にも寄与する。

3. オープンデータの共同公開による効果

松山圏域で共同公開を推進することにより、広域圏での様々な分野の地域課題解決につながる事が期待される。



(共同公開による意義と効果のイメージ図)

4. オープンデータ推進のための基本方針

- (1) 圏域内市町が積極的にオープンデータを公開する。
- (2) 取り組み可能なデータからオープンデータ化し、順次拡充を図る。
- (3) 原則として営利目的、非営利目的を問わず二次利用を可能とする。
- (4) 機械判読性(※2)が高く、二次利用が容易な形式で公開する。

5. 推進体制

オープンデータの共同公開は、「松山圏域未来共創ビジョン」に基づいて推進する。オープンデータの推進のための具体的な取り組みは、松山市が中心となり、圏域内市町で協力して協議・検討を行い、組織横断的なアプローチにより決定する。

6. 本ガイドラインの改訂について

本ガイドラインは、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時、必要な改訂を行うものとする。

第2部 オープンデータ推進の具体的な取り組みについて

1. データ公開

(1) 公開する公共データについて

下記のデータについて、積極的にオープンデータ化に取り組む。

- ① 各市町のホームページや刊行物等に掲載し公開・公表しているデータ
- ② 住民・企業等のデータ利用者のニーズが高いデータや地域課題と関係が深いデータ
- ③ ニーズに関わらず自治体として積極的に公開すべきデータ

(2) 公共データの二次利用

オープンデータ化する公共データは、民間による自由なデータの利活用を促進するため、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認める。

また、二次利用については、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」(※3)を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。なお使用する際は原則として、著作権法の範囲内において可能な限り、営利、非営利を問わず二次利用を認める「CC-BY (※4)」とする。

【クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの主な種類と内容】

表 示		利用条件		
		出典表示	商業利用	改 変
CC-BY		必要	可能	可能
CC-BY-NC		必要	不可	可能
CC-BY-ND		必要	可能	不可
CC-BY-NC-ND		必要	不可	不可

【出典：クリエイティブ・コモンズ・ジャパンHP (<http://creativecommons.jp/licenses/>) を基に作成】

(3) データ形式

オープンデータ化する公共データについては、可能な限り、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式(例：CSV等)での提供を行う。

ただし、PDF形式等の機械判読が難しいデータ形式であっても、公開可能である場合は、積極的に公開し、順次、機械判読が容易な形式で公開できるよう努める。

(4) データの更新

オープンデータ化した公共データは、適時更新を行い、データの鮮度の維持に努める。

2. 利活用の推進

(1) 利用者のニーズ把握

市民・企業等の利用者のニーズの把握に努め、その趣旨及び内容を検討した上で、協働により積極的に推進する。また、具体的な利活用の提案等があった場合は、その必要性を検討した上で、可能なものから公開する。

(2) 国・県・自治体との連携

国・県及び周辺自治体と連携し、公開データのフォーマットや種類を統一する等、利活用促進に繋がる方法を検討し、利活用の促進に努める。

3. 検討事項

(1) オープンデータの共同公開方法

オープンデータの共同公開は効果的・効率的な公開場所及び公開方法を検討する。カタログサイトについても、今後の国や県における動向を踏まえて、松山圏域での構築も含めて検討する。

(注)

※1 オープンデータ化

公共データを、オープンデータとして公開すること。公開するに際しては、二次利用可能とするために、著作権の処理及び機械判読性の確保を行うこと。なお、個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例を遵守すること。

※2 機械判読性

コンピュータが、特定のアプリケーションに依存せず、データの論理的な構造を識別（判読）でき、データ内の値（表の中に入っている数値、テキスト等）を処理できること。

機械判読に適した形態には様々なレベルがあり、以下のような5段階のレベルがあるが、一般的に「機械判読に適したデータ」とはLevel2段階以上のものを指す。

段階	内容
Level 4	他のデータにリンクしている (Linked Open Data)
Level 3	物事の識別に URL を利用している。(他のデータからも参照できる)
Level 2	非独占の CSV のように特定のアプリケーションに依存せず、標準化された形式
Level 1	Excel や Word ファイルのように構造化されたデータとして公開
Level 0	データ形式を問わない (画像や PDF 等のデータでも可)

【出典：「オープンデータガイド第2版」オープンデータ流通推進コンソーシアム】

※3 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されている。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示できる。

※4 CC-BY

クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。